

第8回 苫小牧市健康づくり推進協議会 議事録

日 時	令和元年7月31日(水) 18:30~19:40
場 所	市役所2階21会議室
出席委員	緒方委員、片岡委員、斉藤委員、佐藤委員、重田委員、清水委員、杉村委員、長田委員、深澤委員、細川委員、本間委員 (敬称略、五十音順)
事務局	健康こども部健康支援課
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 健康こども部長挨拶3 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 健康増進計画 step2 実施結果・実施計画について(2) 公共施設の禁煙・分煙実態調査結果について(3) 苫小牧市受動喫煙防止条例の制定について(4) 苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドラインの策定について(5) その他4 閉会

発 言 者	発 言 内 容
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>定刻になりましたので、ただ今から「第8回苫小牧市健康づくり推進協議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日、司会を務めます、健康支援課課長補佐の鳥羽と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、岩倉市長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。</p> <p>事務局からお名前を読み上げますので、その場で御起立願います。また、委嘱状を受け取りましたら、御着席願います。</p>
〈委嘱状の交付〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>なお、本日は、木田委員、中村委員、渡辺委員が所用のため欠席となっております。本日欠席の委員につきましては、後日、事務局を通じて委嘱状を交付させていただきます。以上で委嘱状の交付を終了いたします。</p> <p>続きまして、岩倉市長から、御挨拶申し上げます。</p>
〈岩倉市長挨拶〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。</p> <p>市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
〈岩倉市長退席〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>続きまして、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。</p> <p>お席順に緒方委員からお願いいたします。</p>
〈各委員自己紹介〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。事務局の職員を紹介いたします。</p>
〈事務局職員紹介〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>続きまして、「委員長・副委員長の選出」を行います。</p> <p>苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条により、協議会に委員長・副委員長を各1人置くこととなっており、委員長の選出につきましては、第5条第2項に「委員長は、委員の互選により決定する」と規定されております。</p> <p>また、第5条第3項に「副委員長は委員長の指名により決定する」ということになっております。</p> <p>それでは、ここでお諮りいたしますが、まず委員長をどのような方法で選出するかお伺いいたします。</p>
「事務局一任」の声あり	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>事務局一任のお声がありましたが、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
「異議なし」の声あり	

事務局 (健康支援課長補佐)	<p>それでは事務局から委員長を選出させていただきます。</p> <p>東胆振精神保健協会推薦の片岡委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、片岡委員長、中央の席にお移り願います。</p> <p>早速ですが、委員長から、副委員長の御指名をお願いいたします。</p>
片岡委員長	<p>それでは、副委員長は苫小牧市医師会推薦の清水委員にお願いしたいと思います。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございます。それではここで、片岡委員長から御挨拶をお願いいたします。</p>
<片岡委員長挨拶>	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。続きまして清水副委員長から御挨拶をお願いいたします。</p>
<清水副委員長挨拶>	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議会は現時点で、委員 14 人中、11 人の出席となっておりますので、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>委員の皆様のお席にマイクを設置しておりますので、発言の際は、ボタンを押していただき、終わりましたらもう一度押していただきますようお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には苫小牧市健康増進計画ステップ 2 を御持参いただくようお願いしておりましたが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。</p> <p>なお、本日の会議は、20 時頃を目途に終了したいと考えておりますので、円滑な議事の進行に御協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これからの司会進行は、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第 5 条第 4 項に基づき、委員長に進めていただきます。</p> <p>片岡委員長、よろしく願います。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速、議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、議事 1 の「健康増進計画 step2 実施結果・実施計画」を事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (健康支援課主査)	<p>まず、健康増進計画の実施結果と実施計画の説明に先立ちまして、苫小牧増進計画「健やか とまこまい step2」の概要について御説明させていただきます。</p> <p>本計画は健康増進法に基づく市町村計画として位置づけられたもので、前計画である「健やか とまこまい step1」での取組から課題を整理し、平成 30 年度から 5 年間の目標を定めた新たな計画として策定したものでございます。</p> <p>健康増進計画 2 ページ目をご覧ください。計画の位置づけといたしまして</p>

は図のとおりですが、健康増進計画のほか、がん対策推進計画、自殺対策推進計画を含めた構成となっております。なお、本計画の期間につきましては平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間となっております。

次に 48 ページをご覧ください。＜第 4 章＞「施策の基本的方向」について記載しております。本計画が目指します基本理念は「共に支え合い健やかに暮らすまち」を掲げ、基本理念を実現するための基本目標といたしまして、「健康寿命の延伸に向けた健康づくり」を設定しております。また、基本目標を達成するための基本方針として「生活習慣病の発症予防・重症化予防」、「こころの健康づくり」、「生活習慣の改善」を設定しております。

次に、50 ページから 63 ページにかけて、＜第 5 章＞「具体的施策と目標値」について記載しております。

基本目標の 1 つ目であります「生活習慣病の発症予防・重症化予防」につきましては、がん対策や糖尿病等の重症化予防として、「がん検診受診率」、「特定健康診査受診率」、「特定保健指導実施率」を主な指標とし、様々な取組により受診勧奨や普及啓発を行っております。

次に 54 ページ、基本目標の 2 つ目であります「こころの健康づくり」につきましては、自殺総合対策といたしまして、「自殺死亡率の減少」などを指標としております。主な取組事業といたしましては、医療関係者や労働等に関する相談機関等の様々な関係機関によるネットワークを形成し、緊密な連携を図っております。

続きまして 56 ページ、基本目標の 3 つ目であります「生活習慣の改善」につきましては、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「喫煙・飲酒」、「歯・口腔の健康」に関する指標や取組事業について記載しております。

最後になりますが 64 ページでは＜第 6 章＞計画の推進等といたしまして、「計画の推進体制」や「計画の進捗管理と評価」について記載しております。

以上、簡単ではございますが、苫小牧市健康増進計画「健やか とまこまい step2」の概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、健康増進計画 step2 の実施結果・実施計画について説明させていただきます。お手元の資料 2 をご覧ください。

この資料は、健康増進計画 step2 において掲げている各取組事業における平成 30 年度の実施結果と令和元年度の実施計画を記載した資料でございます。

事業が大変多くありますので、主要の事業のみ抜粋して御報告させていただきます。

まず、1 ページ目の項番 1 の「各種がん検診の実施と普及啓発」についてでございます。実績結果や実施計画については記載のとおりとなっておりますが、令和元年度の実施計画の中では、みんなで健幸大作戦！を実施中ということもあり、各種イベントでの普及啓発を加えまして、8 月 27 日から始まるまちかどミーティングにおいて、健康支援課、国保課、高齢者医療課の 3 課合同で特定健診とがん検診の受診促進のための寸劇を行う予定となっております。この他に健康支援課で、がん検診の受診勧奨用 PR 動画も作成して

おり、現在イオンモール苫小牧で放送していただいておりますので、イオンに行くことがあればぜひ見ていただければと思います。

続きまして 2 ページ目の項番 7 の「受動喫煙防止対策の推進」でございます。まず、先日 7 月 28 日に開催いたしました受動喫煙・がん予防フォーラムについて、ここにお集まりの委員の皆様方をはじめとして、多くの方に参加していただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

後ほど担当から詳しい報告をさせていただきますが、今年度中に受動喫煙防止条例の制定や条例に基づくガイドラインの策定を予定しております。また、国の受動喫煙防止対策助成金に上乘せして市独自の助成事業も新たな取組として行っておりますので、これらの周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、項番 8 の「特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発」についてでございます。40 歳以上を対象とした「特定健診」、また特定健診を受けて結果にリスクがある人に対する保健指導を行う「特定保健指導」、35 歳の方から先行して行う「プレ健診」、これらの実施結果でございますが、特に平成 30 年度につきましては、特定保健指導の実施率が直近の数字で 21.7% ということで前年比の約 2 倍となった平成 29 年度の実施率 18.8% をさらに上回る結果となっております。これは保健センターで説明会を行うなど、より指導に参加しやすい環境を作ったことによるものと分析しているところでございます。

また、平成 30 年度につきましては、特定健診との相乗効果を期待する観点から、特定健診を受けた方は、胃がん・肺がん・大腸がん検診の検診料金（自己負担分）を払戻しする取組を行いました。実績は 1,070 人、2,292 件の申請をいただき、特定健診に加え、がん検診の受診者数増にも繋がっているものと考えております。また令和元年度につきましては、この取組をさらにパワーアップさせ、タダとく健診という形で展開しております。タダとく健診になりますと特定健診と胃・肺・大腸がん検診を同日に受けた場合は、病院窓口での支払いなしで受診できるので、さらに特定健診とがん検診の両方を受けやすい環境となっているところでございます。

続きまして項番 11 の「各種ドック助成事業」であります。こちらは例年、人間ドック・脳ドック、PET/CT、がん検診の 3 つの事業に対して助成を行っており、平成 30 年度につきましてはこちらに結果を記載しておりますが、ほぼ定員どおりの助成を行っております。令和元年度につきましても、継続して実施しているところでございます。

続きまして 3 ページ目の項番 12 の「糖尿病性腎症の重症化予防事業」についてでございます。平成 30 年度はプログラム策定の年度としまして、医師会や保健センターなどの関係機関と協議を行い、糖尿病に関する市民向け指導者向けの講習会を実施しました。令和元年度から糖尿病性腎症の重症化予防プログラムの運用開始となっており、糖尿病の未治療者への受診勧奨ですとか糖尿病でかかりつけ医にかかっている方に対する病院で補えない保健指

	<p>導を行うなどのプログラムとなっております、これらを通じて糖尿病の重症化を予防することにより、腎不全や人工透析への移行を抑制することを狙いとしているところでございます。</p> <p>続きまして 4 ページ目の項番 21 のこころの健康づくりの関連で「関係機関とのネットワークの形成」でございます。平成 30 年度は、2 月 1 日に自殺対策実務者ネットワーク会議を開催し、相談員、消防、警察、法務省、労働基準監督署など 23 名の方にご参加いただきました。令和元年度につきましても、ネットワーク会議を継続的に開催し、関係機関との連携を強化するとともに今年度中に自殺対策の実施計画を策定する予定でございます。</p> <p>次に 6 ページの項番 35 の「禁煙外来の周知・利用促進」でございます。平成 30 年度は市内医療機関へ実態調査を行いまして、禁煙外来のホームページ公開を行っております。令和元年度につきましてもみんなで健幸大作戦！事業の一環としても引き続きホームページ等で禁煙外来を紹介するとともに、先ほど紹介したガイドラインの中でも御紹介できればと考えております。アンケート調査からも禁煙や節煙を望む方が多いという結果が出ておりますので、そういった方をスムーズに医療機関に繋がられるように周知を徹底してまいりたいと思います。</p> <p>最後に 7 ページ目、項番 42 の「就学前におけるフッ化物洗口の推進」でございます。平成 30 年度の実績としては 23 園 637 人という結果になっております。今年度も継続して事業を行いますので、引続き幼稚園や保育園に説明を行いまして、フッ化物洗口の実施園を広げてまいりたいと考えております。令和元年度につきましては 30 園 830 人を目標として、引続き虫歯予防に努めていきたいと考えております。</p> <p>健康増進計画ステップ 2 の実施結果・実施計画につきましては、以上でございます。</p>
片岡委員長	<p>それでは多岐に渡って詳細に御説明いただきましたけれども、この議事 1 につきまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。</p>
緒方委員	<p>2 ページ目にある 8 番の「特定健診・特定健康指導」の中にありました「タダとく健診」というものなんですけれども、今ネットで見ましたら、5 月上旬に受診券をお送りしていますということなんです、これは対象の人全員に送ったのでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>タダとく健診につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療制度に入っている方で、40 歳以上の方が対象になります。対象になる方には、4 月 1 日現在で国保加入者である方につきまして、5 月上旬に対象の方へ受診券を送付させていただいております。</p>
片岡委員長	<p>議事 1 につきましては、ただいまのやり取りをもって終わりとさせていただきます。</p> <p>続いて議事 2 の「公共施設の禁煙・分煙実態調査結果について」を事務局から御説明お願いいたします。</p>

<p>事務局 (健康支援課主査)</p>	<p>公共施設の禁煙・分煙実態調査結果については、お手元の資料に沿って御説明いたします。資料3をご覧ください。</p> <p>資料3は各施設所管課からの回答を基に7月1日現在の各施設における受動喫煙防止対策の取組状況をまとめたものでございます。</p> <p>調査結果につきましては、市の施設124施設のうち、敷地内禁煙が89施設と最も多く、次いで屋内禁煙が25施設、屋内喫煙場所設置が9施設、改修中1施設となっております。</p> <p>屋外に喫煙場所を設置している施設もございますが、平成29年度調査時点と比較しますと、52か所から30か所となり22か所減少しております、受動喫煙の防止のため、出入口付近から離して設置している状況でございます。</p> <p>また、昨年7月に健康増進法が改正され、本年7月1日で一部施行されており、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎は「敷地内禁煙」となりましたことから、市役所庁舎の屋外に設置しておりました喫煙場所を6月末で撤去しております。</p> <p>屋外喫煙場所の※印につきましては、健康増進法に基づき「敷地内禁煙」としておりますが、健康増進法においては「特定屋外喫煙場所」を設置できることとなっておりますことから、7月1日現在では、このような取扱いにしているところでございます。</p> <p>公共施設の禁煙・分煙実態調査結果につきましては、以上でございます。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>ただいま申し上げられましたが、この資料3についての御質問・御意見はございませんでしょうか。</p>
<p>清水委員</p>	<p>一番最初の4番から8番くらいでしょうか。アイスアリーナということで同じようなアイスアリーナなのですが、屋内禁煙と敷地内禁煙の2つの選択があると思うのですが、これは例えばこういった施設では最低限屋内禁煙にしなければならないということに基づいて屋内禁煙にしていって、さらに積極的に禁煙に取り組んでいるところは敷地内でやっていると解釈してよろしいですか。</p>
<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>清水委員のおっしゃるとおりでございます、国の健康増進法上では第一種施設と第二種施設に分類しておりますが、4番から8番までのこういったスポーツ施設につきましては第二種施設という位置づけになっております。第二種施設につきましては原則屋内禁煙となっておりますが、第二種施設であっても施設の管理者の判断で敷地内禁煙としている施設も公共施設の中にはございます。</p>
<p>清水委員</p>	<p>あまり重要なことではないかもしれませんが、私の前職は大学病院だったので、そこでもやはり敷地内禁煙がどんどん進められていきました。その時に問題になったのが、敷地の外でタバコを吸う人が出てくるというのがありまして、周囲の住民の方から苦情があったことがよくありました。今そういった施設の中で敷地内禁煙というのが出てきているのですが、そういっ</p>

	<p>た苦情はあるのか、あるいはそれを拾い上げるようにしているのかその辺りを教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>国の健康増進法につきましては、本年の7月1日から一部施行されております。第一種施設につきましては敷地内禁煙となっております。今委員が仰っていたように病院につきましては第一種施設ということで敷地内禁煙となりますけれども、やはり敷地内で喫煙できないということから、路上の方に出て喫煙されるといった声も事務局の方ではお聞きしております。</p> <p>ただ、国の健康増進法上、屋外で喫煙する場合には周囲に配慮することとなっておりますので、なるべく多くの方が通らないようなところで配慮いただいて喫煙していただくようなこととなっております。</p>
<p>清水委員</p>	<p>その辺りのくくりわけというのが非常に難しくなってくると思うのですが。ですからまた、新しい問題点として出てくるかもしれません。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>これ病院以外のところでも敷地内禁煙っておりますよね。例えば新本庁舎ですとか。そういうところはやはり周囲で吸って苦情がきているのですか。他の病院以外の敷地内禁煙のところは。</p>
<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>第一種施設につきましては学校、病院、児童福祉施設等、例えば保育園や幼稚園、行政機関の庁舎というものが第一種施設となっておりますので、やはりその敷地内では喫煙できないということから、市役所の敷地からちょっと離れたところで喫煙するという方も中にはいると聞いております。</p>
<p>細川委員</p>	<p>町内会の立場から、実際うちの立場からなんですけれども。町内会館がありますが、6月の役員会で会館内は禁止しようという形が意思統一ができています。うちの始まったのですが、施設の中で第一や第二だとかの中には町内会館はどこに位置付けられているのか、ちょっと論議になったものですから、わかりません。今度いつか町連の会議があったときに聞いておきますと言ったのですが、せっかくの機会ですからと同時にそういうすでに会館内で喫煙しているのがどの程度あるのかというのが気になったものですから。</p>
<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>国の健康増進法につきましては、今申し上げた第一種施設以外が第二種施設ということになりますので、町内会館につきましては第二種施設という扱いにあります。ということは、原則屋内禁煙という扱いになります。屋内に喫煙できる専用室を設けるか、もしくは屋外で喫煙していただく形になります。今現状の町内会館でどこまで屋内禁煙にしているかどうかというところはまだ事務局では把握できていないのが現状でございます。</p> <p>後ほど、条例案の方でも御説明させていただきますが、健康増進法の全面施行が2020年4月1日からとなっております。第一種施設につきましては7月1日から一部施行しておりますけれども、その町内会につきましては来年の4月1日からそのような扱いになるということでございます。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>それでは続いて、議事3「苫小牧市受動喫煙防止条例の制定」につきまして、事務局からの御説明お願いいたします。</p>

<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>苫小牧市受動喫煙防止条例（案）の概要につきまして御説明いたします。 資料4をご覧ください。</p> <p>1の条例の趣旨につきましては、「市民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備し、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指す」こととしております。</p> <p>次に、2の基本方針についてでございますが、国と本市の方針を比較いただきながら御説明させていただきます。</p> <p>国は望まない受動喫煙を防止し、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮することとしております。本市においては、市民の健康寿命の延伸を目的として、健康影響が大きい子ども、患者、妊婦をはじめとして、全市民を対象に受動喫煙を防止することとしております。</p> <p>また、改正健康増進法は施設ごとに取扱いを定めておりまして、第一種施設につきましては、敷地内禁煙となりますが、特定屋外喫煙場所を設置することができる。第二種施設につきましては、原則屋内禁煙となりますが、屋内に喫煙専用室、屋外においても喫煙場所の設置が可能となっております。飲食店においては、経営規模の小さな既存の特定飲食提供施設においては、標識の掲示で喫煙が可能となっております。標識の掲示につきましては、喫煙場所を設ける場合は標識の掲示が義務付けられております。屋外における喫煙に関しましては、周囲への配慮義務が課されております。</p> <p>本市の取扱いといたしましては、昨年に実施しました、アンケート調査結果や健康づくり推進協議会の委員の皆様から頂いた御意見を踏まえまして、改正健康増進法をやや上回る内容としております。</p> <p>5の施設ごとの受動喫煙防止対策と併せてご覧いただきながら、本市の取扱いにつきまして、御説明させていただきます。網掛け部分が、本市独自の取扱いとなっております。</p> <p>まずはじめに、第一種施設につきましては、健康増進法に基づき「敷地内禁煙」となりますが、健康影響が大きい子ども、患者、妊婦等の受動喫煙を防止するため、屋外に喫煙場所を設置しないことといたします。ただし、精神科、終末期医療を提供する病院等利用者への一定の配慮が必要な施設につきましては、例外措置といたしまして、屋外に「特定屋外喫煙場所」を設置できるものとしております。</p> <p>次に、第二種施設につきましては、「原則屋内禁煙」となりますが、公共施設においては、多くの方が利用する施設であることから、屋内に喫煙専用室を設置しないよう努めることとし、屋外においても喫煙場所を設置しないよう努めることとしております。その他の施設につきましては、国に準拠するものといたします。</p> <p>また、健康増進法においては、第二種施設のうち、既存の特定飲食提供施設につきましては、標識の掲示により喫煙可能となりますが、本市の飲食店の実態といたしましては、昨年実施しましたアンケート結果によりますと、全体の7割がこの特定飲食提供施設に該当し、標識の掲示で喫煙可能であるといった状況でございます。</p>
---------------------------	---

	<p>しかしながら、市民が受動喫煙にあった場所として最も多かったのが、飲食店であったことや、飲食店を利用する際、約7割の方が禁煙または分煙施設であるか気にされており、「喫煙席」と「禁煙席」を選択できる場合、約7割の方が「禁煙席」を選択すると回答していること、また、96.1%の方が飲食店における受動喫煙対策を望んでいるといったアンケート結果からも、できるだけ自主的に受動喫煙の防止に努めていただくことといたしまして、本市といたしましても、受動喫煙の防止に取り組む飲食店を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>また、飲食店における標識の掲示につきましては、国は「喫煙場所を設置する場合」に限り掲示を義務付けておりますが、本市においては「禁煙とする場合」も標識の掲示を義務付けることとし、市のホームページ等で広く周知してまいりたいと考えております。</p> <p>罰則規定につきましては、条例（案）としては設けておりません。</p> <p>次に3の責務についてでございますが、国は屋外や家庭における喫煙につきましては、周囲への配慮義務を課しておりますが、本市においては、市民の責務といたしまして、20歳未満の子どもや妊婦、その他の健康上の配慮が必要な方に対し、学校、通学路、公園、病院、その他の公共の場所においては、受動喫煙を生じさせることのないよう努めることとしております。</p> <p>また、保護者の責務といたしまして、その監督保護に係る20歳未満の者に対し、いかなる場所においても、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めることとしております。</p> <p>その他市、事業者の責務につきましても、基本方針に基づいた内容となっております。</p> <p>4のスケジュールに関しましては、条例の施行日が2020年4月1日となりますが、第一種施設の取扱いにつきましては、改正健康増進法の一部施行により本年7月1日から適用となっております。</p> <p>第二種施設の取扱い、並びに飲食店の喫煙場所の標識の掲示につきましては、改正健康増進法の全面施行となる2020年4月1日から適用となります。</p> <p>禁煙に取り組んでいる飲食店につきましては、今年度8月から本市オリジナルの「空気もおいしい施設ステッカー」を配付し、ホームページやガイドライン等で御紹介するなど、禁煙に取り組む飲食店を広く周知いたしまして、受動喫煙の防止に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>公共施設につきましても、多くの市民が利用する施設といたしまして、同様にステッカーを掲示してまいります。</p> <p>参考資料で貼付しているのが「空気もおいしい施設ステッカー」のデザインでございます。後ほど、担当より御説明させていただきます。</p> <p>苫小牧市受動喫煙防止条例（案）の概要につきましては、以上でございます。</p>
片岡委員長	<p>続きまして、議事4「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドラインの策定」につきまして、事務局から御説明お願いいたします。</p>

事務局

(健康支援課主事)

「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドラインの策定」について御説明させていただきます。

お手元に配布している資料 5 をご覧ください。

ガイドラインにつきましては条例の施行と併せまして、来年 4 月 1 日の策定を予定しております。今後の検討状況を見ながら、場合によっては条例の施行に先駆けまして、2 月や 3 月に策定をし、早めに受動喫煙防止対策の具体的な方法について市民や事業所の皆様へ周知することも必要かと考えております。

策定の目的につきましては、受動喫煙防止対策の具体的な取組方法を示し、行政、事業者、市民の皆様が一体となって、受動喫煙防止対策に取り組むことを目的として策定するものでございます。

その下に骨子案を示しているのですが、別紙で A3 の参考資料を添付しております。そちらがすでにガイドラインを策定している他の自治体の構成例となっておりますので、併せてご覧ください。

他の自治体のガイドラインの構成といたしましては、主に前書き、受動喫煙防止対策の必要性、受動喫煙防止対策の基準、受動喫煙防止の推進・取組、その他、資料編というような構成となっております。本市におきましてもこの構成に沿った形で構成をしていきたいと考えております。

資料 5 の骨子案の説明に入りますが、まずはじめに「ガイドライン策定の背景及び目的」を説明いたします。

項目Ⅱの「受動喫煙防止対策の必要性」につきましては、まずはじめに受動喫煙とはそもそも何なのかということ、煙に含まれる有害物質や喫煙による健康影響、さらに受動喫煙による健康影響についてわかりやすく周知したいと考えております。

項目Ⅲの「受動喫煙防止対策の基準」につきましては、全面禁煙や部分禁煙、喫煙可といった条件について具体的に、こういう場合は全面禁煙、こうする場合は分煙といった形でお示しをしたいと考えております。また、先程申し上げた第一種施設ですとか第二種施設等、施設の累計ごとにどのような受動喫煙防止対策が必要となるかについてもガイドラインでお示ししたいと考えております。

続いて屋外における受動喫煙防止対策につきましてもこの資料の中でお示ししたいと考えております。

続いて項目Ⅳの「受動喫煙防止対策の推進」につきましては、この受動喫煙防止対策に関わる各主体、行政、事業者、そして市民の皆さんや地域の皆さんがどのような対策が必要となるかというところを御説明いたします。

行政の取組につきましては、毎月 22 日をスワンスワンデーということで PR を行っておりますけれども、そういった禁煙に向けた取組、また先ほども御説明申し上げました空気もおいしい施設を認定し、飲食店における受動喫煙の防止に努めるといったことも行政の取組として実施してまいります。

続いて事業者の皆様方の取組につきましては、お店の中での対応また職場内での受動喫煙での防止についてこういった方法で進めてくださいというもの

	<p>をお示ししたいと考えております。</p> <p>続いて市民・地域の皆様の取組につきましては、まず喫煙マナーを遵守してくださいということ、そして今喫煙されている方に対しては禁煙のチャレンジを促すということを考えております。それに伴いまして禁煙の効果ですとか禁煙外来の紹介についてもこの中で御説明したいと考えております。</p> <p>その他といたしまして、ガイドラインの見直しの時期ですとか方法についてもお示しをします。</p> <p>最後に資料編といたしまして、国の関係法令や資料、受動喫煙防止対策に向けた支援制度等を掲載いたします。</p> <p>また本市の受動喫煙防止対策の条例を全文掲載し、また昨年実施いたしました実態調査の結果等も掲載したいと考えております。</p> <p>今空気もおいしい施設に触れましたが、参考資料で付けておりますこちらの資料についても御説明したいと思います。</p> <p>空気もおいしい施設につきましては店内を全面禁煙もしくはお店の敷地内を全面禁煙としている市内の飲食店を対象とし、空気もおいしい施設として認定するものでございます。認定された店舗には「空気もおいしい施設ステッカー」を進呈し、市の公式ホームページでも紹介したいと考えております。お店の外から見える位置にステッカーを掲示していただくことで、全面禁煙の店舗であることがお店に入る前からわかるということで、妊婦さんやお子様連れの方でも受動喫煙の心配なく、安心して御利用できるといった環境を整備していきたいと考えております。</p> <p>明日から8月になりますけれども、明日から認定申請の受付を開始したいと考えております。</p> <p>昨年実施した受動喫煙防止実態調査の中で全面禁煙を実施していると御回答いただいた飲食店が80店舗程ございましたので、そちらの飲食店等に認定申請を開始した旨を周知いたしまして、認定店を増やしていきたいと考えております。ステッカーのデザインは下の方に掲載しておりますが、大きさが15cm四方で苫小牧市の市の鳥である白鳥をスワンズワンデーのスワンでもあることから白鳥をデザインいたしまして、一目瞭然で禁煙施設だとわかるデザインとして作成しております。</p> <p>ガイドラインにつきましては、今後皆様から様々な御意見をいただきながら、市民の方、そして事業者のみなさんが見て具体的な受動喫煙防止対策の方法がわかりやすいような内容にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
長田委員	<p>空気もおいしい施設ということで、市内の飲食店に申請されてこのステッカーを配付するという説明がありましたが、飲食店だけでなく、先ほど町連さんからお話がありましたように会館も全面禁煙ですよとなったら、こういうステッカーを申請して、会館の玄関とかに貼りだすということもできるのですか。</p>

事務局 (健康支援課長補佐)	事務局の案といたしましては、飲食店につきましては、アンケートの結果から受動喫煙にあわれた方が最も多かったことから、飲食店から進めてまいりたいと考えております。ただ、市民の方が多く御利用される施設につきましては、わかりやすく禁煙施設であるということが全市的に広まっていったら良いかなと考えておりますので、検討させていただきたいと考えております。
清水委員	参考資料に載っている自治体でも触れられていないのですが、電子たばこ加熱式たばこに対するスタンスはどういった形で考えているのかお聞かせください。
事務局 (健康支援課長補佐)	加熱式たばこにつきましては、国は加熱式たばこ専用の喫煙室においては飲食もできるような扱いにはしておりますけれども、本市といたしましては紙巻たばこと同じような扱いで市の施設においては喫煙専用室を設置しないよう努力義務で設定しておりますけれども、電子タバコにつきましても同様の扱いにしたいと考えております。
清水委員	それはどこかに明文化されると考えて良いのですか。今作成中のガイドラインやどこかにということによろしいのですか。今見せてもらった資料に一切そういうのが載っていなかったと思うのですが。
事務局 (健康支援課長補佐)	条例の中で第二種施設につきまして、市の施設につきましては屋内に喫煙専用室を設けないこと、それから今委員が仰っていただいた加熱式たばこ専用喫煙室につきましても設置しないということで条例の中に明記しようと考えております。
片岡委員長	確かに加熱式たばこは馴染みがないとよくわかりませんので、それも要するに一般的なたばこ同等であるということがわかるように明示したり、告知したりする必要があるという御意見で、それはきちんと取り入れていただきたいと思えます。
重田委員	参考までになんですが、北海道におきましても禁煙・分煙している施設を登録していただいて、ホームページで公開するような事業を今現在も行っております。歴史的な経過を若干説明いたしますと、実は北海道も1番最初は飲食店のみを対象とした空気もおいしいお店という名前なのですが、飲食店だけを対象にしておりました。それが健康増進法の第25条で旧健康増進法の方ですが、受動喫煙防止対策が盛り込まれたことに対して対象を飲食店以外のすべての施設を対象にするということで対象を広げている経過があります。参考までに御報告させていただきます。
片岡委員長	このステッカーなのですが、苫小牧だからとまチョップでも良いのではないのでしょうか。
事務局 (健康支援課長補佐)	このステッカーを作成するにあたり、担当の方で何案か作りまして、その中にとまチョップを入れたステッカーの案もございました。それを課内でどのステッカーが市の「空気もおいしい施設」としてふさわしいかアンケートを取りました結果、最も多かったのがこちらのステッカーのデザインでございまして、採用させていただきました。

片岡委員長	<p>ケチつけるわけではありませんが、そういうのはできれば市民とかにこういう案が出ているってした方が、お母さんや子どもたちが見てこれがいいねって選んだほうが、僕は良いかなと思いますけど。</p> <p>最後にその他ということで、何か事務局の方からありますでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>それでは受動喫煙防止条例、ガイドライン策定に向けた、今後のスケジュールにつきまして、お手元の資料 6 に沿って御説明いたします。</p> <p>まずはじめに、今年度開催いたします健康づくり推進協議会につきましては、7 月、10 月、1 月の計 3 回を予定しております。</p> <p>今年度、第 1 回目となります本日の議事は、条例の制定とガイドラインの策定についてございました。本日の協議結果を踏まえまして、8 月下旬から 9 月下旬までの 30 日間で、受動喫煙防止条例の概要について、パブリックコメントを実施いたします。</p> <p>10 月開催の第 9 回健康づくり推進協議会の議事につきましては、パブリックコメントでお寄せいただいた意見を参考に、条例（案）及びガイドライン（案）を検討し、条例（案）を確定いたします。</p> <p>12 月には、この条例（案）を議会へ提案し、審議いただきます。</p> <p>令和 2 年 1 月開催の第 10 回健康づくり推進協議会の議事につきましては、ガイドライン（案）について検討し、最終（案）を確定いたします。</p> <p>なお、次回の第 9 回の健康づくり推進協議会の開催につきましては、後日改めて通知いたしますので、よろしく願い申し上げます。事務局からは以上でございます。</p>
片岡委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何か今の流れにつきまして質問はございませんでしょうか。</p> <p>まず公開はパブリックコメントを募集して、その後また 10 月にこの集まりが開かれる予定という流れになっているようですね。</p> <p>ちょっと聞き忘れたのですが、ガイドラインは作成したらどういうふうに市民の皆さんが知れるのですか。ホームページに載せるとかですか。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ガイドラインにつきましては、冊子で作成いたしまして、お子さんからお年寄りの方まで広く手に取っていただけるようなデザインといたしまして、広く周知したいと考えております。ホームページにおいても公表してまいりたいと考えております。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全体を通して何か質問はありますでしょうか。</p>
長田委員	<p>来年の 4 月から実施されて、違反した場合の罰則というのは何かありますか。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>条例といたしましてはないのですが、健康増進法上では罰則規定は 50 万円以下でございます。</p>
片岡委員長	<p>これは市としては規定していないけど、健康増進法に引っかかるということなんですか。</p>

<p>事務局 (健康支援課長)</p>	<p>ちょっと補足で説明させていただきますが、いきなり罰金が科せられるわけではなくてですね、まず違反している管理者に対して指導がなされる形となっています。その指導に従わない場合に罰金が科せられる形ですので、何か違反したからすぐにお支払いいただくということではありません。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、他に皆さんからありますでしょうか。 本日の議事はすべて終了いたしましたので、本日の協議会を終了します。</p>
<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>片岡委員長ありがとうございました。 以上を持ちまして第 8 回苫小牧市健康づくり推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。</p>